

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 3月25日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための段階的規制緩和計画の変更等を発表しました。

（1）段階的規制緩和計画の変更は以下のとおり。

●第3段階（準備期）へ移行（3月29日（月）5時より）

リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州パレドネス市、ロロル市

ニュブレ州ニンウエ市

●第2段階（移行期）へ後退（3月27日（土）5時より）

アタカマ州アルト・デル・カルメン市

バルパライソ州サンタ・マリア市、パウド市

マウレ州リオ・クラロ市、ウアラニエ市、クレプト市

ロス・ラゴス州クラコ・デ・ベレス市

●第1段階（義務的自宅待機）へ後退（3月27日（土）5時より）

アントファガスタ州アントファガスタ市

アタカマ州ディエゴ・デ・アルマグロ市

コキンボ州ロス・ビロス市、コンバルバラ市、オバジェ市

バルパライソ州ジャイジャイ市、カルタヘナ市、オルムエ市

リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州リトゥエチェ市、プ
ラシジャ市、サンタ・クルス市、サン・ビセンテ市

マウレ州モリナ市、テノ市

ビオビオ州ネグレテ市

アラウカニア州メリペウコ市、ゴルベア市

首都圏州サンティアゴ市9区（レコレタ、ロ・バルネチェア、プロビデンシ
ア、コンチャリ、キリクラ、ビタクラ、ラス・コンデス、ウエチュラバ、コリ
ナ）、パイン市、ランパ市、ティルティル市、アルウエ市、サン・ホセ・デ・
マイポ市

（2）3月31日より出発地を問わず全てのチリ入国者はPCR検査を受け、ト
ランジットホテルにて5日間待機する必要がある。PCR検査結果が陰性であ
れば、残りの5日間を自宅や予約したホテル等で待機することができ、陽性であ
った場合はレシデンテ・サニタリアで隔離される。なお、これらにかかる費用
は全て入国者が負担する。

2 3月25日時点で、チリ国内では954,762名（死亡者22,524名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

3 また、上記のとおり、大使館が所在するプロビデンス区が第1段階（義務的自宅待機）に引き下げられたことを受け、3月29日より領事窓口業務を電話・メールによる対応とし、在留邦人の皆様への必要な支援については引き続き対応できる体制をとってまいります。

つきましては、当館への照会、援護の要請等については下記の連絡先をお願いいたします。

●電話でのお問い合わせ

月曜日～金曜日（祝日除く）

午前： 9時00分～13時00分

午後：15時00分～17時45分

※緊急の場合は、夜間・休日を問わず上記時間以外でも対応しています。

電話番号：当番の電話番号（+56-9）9015-5200 または
大使館代表 （+56-2）2232-1807

●メールでのお問い合わせ

随時受け付けています。

メール：consulado.jp@sg.mofa.go.jp

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html